

東京湾消防相互応援協定

協定締結日 平成2年5月29日

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、第2条に規定する各都市の港内及びこれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定都市)

第2条 この協定は、次に掲げる各都市の消防機関（以下「協定機関」という。）相互間において行うものとする。

- (1) 東京都(東京消防庁)
- (2) 川崎市(川崎市消防局)
- (3) 千葉市(千葉市消防局)
- (4) 横浜市(横浜市消防局)
- (5) 市川市(市川市消防局)

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 船舶、航空機、車両等の交通機関による大規模な火災又は危険物の流出事故
- (2) 大規模な危険物施設等の火災
- (3) その他前2号に準ずる大規模火災等

第2章 相互応援

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害が発生した都市(以下「発災都市」という。)の長又は消防長が次のいずれかに該当する場合に第2条に規定する都市(以下「応援都市」という。)の長又は消防長に行うものとする。

- (1) その災害が協定都市に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災都市の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため協定機関が保有する特殊の車両等及び資器材を必要と認める場合

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する車両等の種別、資器材の数量及び集結場所
- (4) その他必要な事項

（応援隊等の派遣）

第5条 応援都市の長又は消防長（以下「応援都市の長」という。）が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか応援を行うものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災都市の長又は消防長（以下「発災都市の長」という。）に通報するものとする。

（消火用資器材等の調達手配）

第6条 応援都市の長は、発災都市の長から消火用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、これが迅速に行われるよう手配するとともに、その結果を発災都市の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第7条 応援隊の指揮は、発災都市の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

（報告）

第8条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに発災都市の長に報告するものとする。

（災害概要の通報）

第9条 発災都市の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援都市の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

（連絡会議）

第10条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要の都度協定機関間において連絡会議を開くものとする。

（協議連絡事項）

第11条 連絡会議は、次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援要領の円滑化に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 協定都市間の消防演習に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防資器材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項

第4章 経費負担

（経費負担）

第12条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災都市の負担とする。

- (2) 第6条の規定に基づく経費は、発災都市の負担とする。ただし、応援都市の職員をして行う輸送、連絡等に要する経費は、応援都市の負担とする。

第5章 雑則

(実施細部)

第13条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第14条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第15条 この協定を証するため正本5通を作成し、協定機関がそれぞれ1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 2 年 6 月 1 日から効力を生ずる。
- 2 この協定の締結に伴い、昭和 5 1 年 4 月 1 日東京都、川崎市、千葉市及び横浜市間において締結した東京湾消防相互応援協定は効力を失う。

平成 2 年 5 月 2 9 日

東京消防庁消防長			
消防総監	中 條	永 吉	
川 崎 市			
市 長	高 橋		清
千 葉 市			
市 長	松 井		旭
横 浜 市			
市 長	高 秀	秀 信	
市 川 市			
市 長	高 橋	國 雄	

【改正】

附 則

この協定は、平成 1 8 年 1 2 月 1 2 日から効力を生ずる。

平成 1 8 年 1 2 月 1 2 日

東京消防庁			
消防総監	関 口	和 重	
川 崎 市			
市 長	阿 部	孝 夫	
千 葉 市			
市 長	鶴 岡	啓 一	
横 浜 市			
市 長	中 田		宏
市 川 市			
市 長	千 葉	光 行	